

(様式第1号) (第4条関係)

市民意見提出手続実施概要書

次の案件について、市民の皆さんなどからの御意見を受け付けています。

施策等の名称	さぬき市いじめ防止基本方針（案）	
意見募集の趣旨	さぬき市いじめ防止基本方針の策定に当たり、広く市民の御意見をいただくことにより、より実効性の高い基本方針の策定を目指す。	
公表資料	政策等の概要	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）において努力義務として明記されている（第12条）地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。
	関連資料	いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣） いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）
公表方法	・教育委員会事務局学校教育課での閲覧	
公表場所	・市役所ホームページへの掲載	
意見の募集方法	募集期間	平成30年2月13日 ～ 平成30年3月15日
	提出できる人	・本市に居住、勤務又は在学する方 ・本市に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 ・本市に納税義務を有する方 ・施策等の案に直接的な利害関係を有する方
	提出方法	・窓口への持参 ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール ・その他（ ）
	提出様式	・指定の様式はありません（自由様式）。 ・ただし、住所、氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名を明記）は必ず記載してください。 ・題名に“市民意見提出「さぬき市いじめ防止基本方針（案）」への意見”と御記入ください。 ※ 意見を提出された方の住所、氏名、名称、代表者名は公表しません。
意見の公表予定時期	【平成30年4月頃】 ・いただいた御意見は、御意見の概要やこれに対する市の考え方などを取りまとめた上で、上記公表場所にてお知らせする予定です。 なお、いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、御了承ください。	

施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）

さぬき市役所

住所：〒769-2492 さぬき市

電話：0879-42-3106 ファクシミリ：0879-42-3208

電子メール：gakkokyoiku@city.sanuki.lg.jp